条文のタイトルは任意です。

支給される金銭の名称は任意です。

（育児休業中の経済的支援）

第○○条　社員の育児休業中の経済的支援を次の各項に定めるところにより行う。

２　前項の規定により支給する金銭の名称は■■■■とする。

３　支給期間は、育児休業開始以後180日に達した日の翌日以降で、かつ、育児休業給付金が支給される期間とする。

４　支給する金額は、育児休業開始時の賃金日額に支給日数を乗じた額の17％（1円未満切り捨て）とする。

５　■■■■の支給は、奈良県育児休業取得促進事業補助金制度が終了した場合には、廃止するものとする。

パーセンテージは任意ですが、補助金の支給上限は17%です。

また、17%より低い割合を規定した場合はその限度でのみ補助金が支給されます。